

■台風第11号に係る対応の検証内容一覧表

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
1. 行政の課題			
(1) 災害対応の体制			
1	防災担当課職員の役割分担の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の検証により明らかになった課題を踏まえ、地域防災計画やマニュアル等により、災害対策本部各部署の役割分担を明確にしておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害対策本部や他自治体の事例の紹介など情報提供に努め、市町との意見交換等の場を設ける。</li> </ul>
2	各部局の役割の明確化		
3	報道機関からの問い合わせ対応、現場対応等で人手が極度に不足した	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記No. 1、2と同様、災害対策本部各部署の役割分担を明確にしておくとともに、問い合わせ対応マニュアルの見直し等、準備段階の整理を行う。</li> <li>・また、繁閑が生じている部門間の柔軟なやり繰りや災害の状況に応じて対応する職員の増員等を検討する必要がある。なお、三重县市町等災害時応援協定の活用が必要となった場合においては、県や他市町からの応援も視野に入れ、早めの要請を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援の要請が必要となりそうな情報を受けた場合には、速やかに派遣の体制を整え、要請があった際に迅速に派遣する。</li> </ul>
4	合併によりエリアが広がった市町では、首長による迅速な把握・判断が難しくなっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に情報共有が図られるよう、首長と支所長の権限も含む連絡体制や情報収集体制の在り方について再確認を行うなど検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体の事例の紹介など情報提供に努める。</li> </ul>

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
5	特別警報発表時の配備基準検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の特別警報の制度を前提として、特別警報発表時の体制について、あらかじめ検討しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて助言・情報提供を行い、市町との意見交換等の場を設ける。</li> <li>なお、県においては、特別警報発表前から状況に応じて体制を強化していくこととしている（特別警報の発表自体は体制強化のきっかけとしていない。）</li> </ul>
6	特別警報の発表に惑わされず、市内の状況をしっかり把握して対応する必要がある		
7	特別警報発表時の対応手順の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報発表時の対応（住民への伝達方法・内容など）について、あらかじめ手順を定めておく必要がある。既に定めている市町においては、継続的に見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象台からの情報の迅速な伝達に努める。</li> <li>必要に応じて助言を行う。</li> <li>他自治体の事例の紹介など情報提供に努め、市町との意見交換等の場を設ける。</li> </ul>
8	特別警報発表時の危険度の判断が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位、土砂災害危険度メッシュ情報、降雨量など具体的な観測値等により、危険度判断をすることが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報発表の根拠等を気象台から情報収集し、迅速な情報提供に努める。</li> <li>出水時の水位データ、水防法に基づく警報の発表等の迅速・的確な情報提供に努める。</li> <li>警戒監視体制や避難勧告解除の基準について助言を行う。</li> <li>土砂災害危険度情報を事前情報として提供する。</li> <li>土砂災害情報提供システム等が適切に活用されるよう助言を行う。</li> </ul>
9	注意報から特別警報へ切り替わる場合の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の一部市町に特別警報が発表されている場合、他の市町では、注意報から直に特別警報に切り替わる可能性があるため、それを想定した体制を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象状況を注視しながら、気象台から情報収集を行い、迅速な情報提供に努める。</li> <li>特別警報発表の在り方については、気象庁へ提言活動を行ったところ、気象庁からは、提言内容について真摯に受け止めて対応していきたいとの回答があった。</li> <li>必要に応じて助言・情報提供を行い、市町との意見交換等の場を設ける。</li> <li>気象情報配信システムを活用し、速やかに市町等関係機関に伝達を行う。</li> </ul>
10	非常体制時の配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部マニュアル等により、対応に一定の日数を要することも想定した体制をあらかじめ検討し定めておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県においても同様の検討を行い、定めておく。</li> </ul>

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
(2) 避難勧告・指示の発令等			
11	避難勧告・指示の基準の未整備	・内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、基準の整備を行う。	・内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を、整備・再点検における基本的な県の考え方とし、ガイドラインに基づく整備・再点検を促す。 ・発令基準の運用・取組事例の収集を行い、情報提供に努め、市町との意見交換等の場を設ける。
12	特別警報発表時の避難勧告等の基準が未整備	・特別警報も視野に入れつつ、内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、河川の水位や土砂災害情報提供システムによる情報等具体的な指標も活用して、避難情報を発令する対象地区を具体的に定めておく。 ・特別警報は、避難勧告等の措置及び対象地区の再検討の目安とする。なお、特別警報が想定する気象状況と異なるため避難勧告等が発令されていない地区においては、特別警報を浸水予想地域や土砂災害警戒区域等における避難準備情報の発令の目安とする。	
13	(参考事例) あらかじめ避難指示等の発令基準、発令文、対応すべき業務を検討済みであったため、迅速に発令できた	・避難情報を迅速に発令するため、発令基準、発令文、対応すべき業務をあらかじめ検討しておく必要がある。既に定めている市町においては、継続的に見直しを行う。	・必要に応じて助言・情報提供を行い、市町との意見交換等の場を設ける。
14	日没を視野に入れて早めに避難情報を出す必要がある	・避難者の避難時の安全のため、日没を視野に入れて避難情報を出すよう、基準に明記しておく。また、やむを得ず日没後に避難情報を発令する際に備え、垂直避難を促すような伝え方も検討しておく。	
15	土砂災害における避難勧告等の発令について、対象地区をどうするか苦慮した	・迅速に避難情報を発令するためには、どのタイミングでどの地域に避難情報を出すか、例えば土砂災害情報提供システムでどのメッシュが基準を超えたときに、どの地域に避難情報を出すかをあらかじめ検討しておく。	・警戒区域等のデータ提供と助言を行う。 ・土砂災害危険度情報を事前情報として提供する。
16	あらかじめメッシュごとの発令対象地区や避難場所を明確にしていなかったため、避難勧告が発令できなかった	・併せて、避難情報対象区域の世帯数、人口をあらかじめ把握しておく。	
17	発令対象地区の整理 (土砂災害情報のメッシュ毎に避難勧告等を発令することとなっているが、メッシュの色が頻繁に変わるためどこまできめ細かく対応できるかが課題である)	・継続したメッシュの確認に加え、近隣エリアのメッシュ、今後の気象予測、時間帯(日没前か否か)等を総合的に判断して対象地区を整理する。	・警戒監視体制や避難勧告解除の基準について助言を行う。 ・土砂災害危険度情報を事前情報として提供する。 ・土砂災害情報提供システム等が適切に活用されるよう助言を行う。

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
(3) 避難所の開設			
18	避難所開設の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設の要員をあらかじめ指定しておく。</li> <li>・また、各自治会や自主防災組織等により、緊急時には住民自身が自主的に避難所を開設できる体制を整備しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に避難所を開設できるよう、あらかじめ各地域において、住民主体で避難所運営マニュアルを策定しておくことが必要であると考えており、引き続き策定の際には支援を行う。</li> </ul>
19	避難所開設の要員の確保		
20	避難所開設と避難情報発令のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令には、避難所開設が前提というのが原則と考えるが、緊急性が高い場合には、垂直避難や地元自治会等による避難所開設を前提として発令する必要がある。このためには、垂直避難の啓発や避難所運営マニュアル策定などの事前の取組が必要である。</li> <li>・併せて、避難所への避難のほか、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動を住民へ周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営マニュアル策定等の事前の取組について、支援を行う。</li> <li>・併せて、避難所への避難のほか、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動を県民へ周知を図る。</li> </ul>
21	避難情報を出す際には、避難所開設が前提		
22	避難所開設を待ったので、その分避難情報発令に時間を要した		
23	土砂災害に伴う避難勧告等発令時に開設する避難所の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等に対応する避難所を地域防災計画やマニュアル等に定めておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討の際に必要な応じ助言を行う。</li> <li>・他自治体の事例の紹介など情報提供に努める。</li> </ul>

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
(4) 住民への情報伝達			
24	(参考事例) 特別警報発表の際に防災無線の他、各種防災メールやホームページ等が活用された	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な手法で迅速に住民に伝達する手段を用意しておく。(情報伝達手段の多様化・重層化)</li> <li>・風雨の中では、防災行政無線が聞こえにくいという状況もあるため、緊急速報メールの活用を検討する。</li> <li>・自主防災組織や消防団等を活用した呼びかけ等の仕組みを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な手法で迅速に住民に伝達する手段を用意しておくよう促す。(Jアラート(公共情報コモンズ)の活用等)</li> <li>・特に風雨の中では防災無線が聞こえにくいという状況もあるため、緊急速報メールの活用を促進していく。</li> <li>・迅速な避難行動を促すため、「防災みえ.jp」ホームページやメール配信サービスの活用について、引き続き県民への広報に取り組む。</li> </ul>
25	避難情報を住民へどう伝達するか		
26	早期避難が必要な災害時要援護者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール配信、防災無線個別受信機の配備、周囲の支援者への情報提供等検討する必要があるが、具体的には個別に検討する必要がある、個別避難支援計画策定を推進する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の個別支援計画の策定について、策定費用への補助や先進事例の情報提供、市町職員研修の実施などの支援を行う。</li> </ul>
27	避難所の場所がホームページに掲載されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の場所をホームページに掲載する。</li> </ul>	—
28	Jアラートの防災無線設定にミスがあり、特別警報発表直後に住民に伝達できなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に点検し、設定ミスを無くしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が実施する配信テスト等の機会を通じて、引き続きJアラートの点検を促す。</li> </ul>
29	特別警報に係るJアラートの放送が市内全域に避難を呼びかける内容となっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の特別警報の制度を前提として、地域の実態を踏まえた放送内容を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記課題を、市町におけるJアラート運用の実態として、消防庁に伝えるとともに、標準放送内容の見直しを求めた。</li> </ul>
30	特別警報に係るJアラートの放送が、避難所への移動を住民に想定させてしまう		

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
(5) その他			
31	職員でも特別警報等の情報が持つ意味を理解している人は少ない	・職員に対する災害情報の理解促進を図る。	・「みえ防災・減災センター」を活用した研修の実施や講師派遣等を通じて支援を行う。
32	災害時要援護者の避難支援	・災害時に行政が直接的に各災害時要援護者の支援をすることは極めて困難であると考えられるため、災害時要援護者の個別避難支援計画の策定を進める必要がある。	・災害時要援護者の個別支援計画の策定について、策定費用への補助や先進事例の情報提供、市町職員研修の実施などの支援を行う。
2. 住民の課題			
33	避難勧告等の対象となる地域の認知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や消防団などの組織の力による啓発が有効と考えており、今後、これらを中心に防災コーディネーター等も活用しながら、住民意識の向上を図る。</li> <li>・ホームページへの掲載、ハザードマップの配布、訓練（DIG、タウンウォッチング等を含む）への参加呼びかけ等、様々な方法により、避難所の場所の周知を図る。</li> <li>・避難所への避難や、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動を住民へ周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織や消防団などの組織の力による取組を進めるため、自主防災組織や消防団に対する災害情報の理解促進を図る。</li> <li>・ハザードマップの作成について、地域減災力強化推進補助金等による支援を行う。</li> <li>・訓練の企画等について、助言等の支援を行う。</li> <li>・特別警報、土砂災害警戒情報等について、市町と連携して、県民へ周知を図る。</li> <li>・避難所への避難や、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動を県民へ周知を図る。</li> <li>・土砂災害防止法改正に基づき、基礎調査結果を速やかに公表する。</li> <li>・土砂災害に関する防災訓練を推進する。</li> <li>・土砂災害情報提供システムにより土砂災害警戒区域等を公表する。</li> </ul>
34	災害種別に応じた避難所、避難場所の認知		
35	避難行動に対する認知度の向上		
36	特別警報の理解		
37	土砂災害警戒情報の理解		
38	避難指示・勧告の発令にもかかわらず避難しない住民の対応		

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
3. 県への要望			
39	市町の声を経験庁へ届けてほしい	—	・特別警報発表の在り方について、経験庁へ提言活動を行ったところ、経験庁からは、提言内容について真摯に受け止めて対応していきたいとの回答があった。
40	災害対応中、新たな気象情報等については、逐一情報提供してほしい	—	・気象情報配信システム等を活用し、速やかに市町等関係機関に伝達を行う。
41	今回の台風での派遣の在り方についての検証をしてほしい	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証を実施し、職員派遣の制度・仕組み等について再確認を行った。</li> <li>・被害が予想される場合などの事前派遣も含めた具体的な運用については、今後とも各市町と調整のうえ対応する。</li> <li>・県防災情報システムについては、市町によるシステム入力が増えたとき、情報収集の一環としてシステム入力の支援を行う。（入力項目は、市町に確認する。）</li> </ul>
42	今後も被害が予想される場合は、事前に県職員の派遣をお願いしたい	—	
43	県職員が応援体制として市役所・役場に詰め、相互の連携を取るなどして、県防災情報システムへの入力作業等を行うようにしてほしい	—	
44	県営施設の管理者も避難所運営に協力してほしい	—	・避難所運営にあたっては、市町、施設管理者、住民の三者が協力して運営していくこととしており、施設管理者において対応を整理したうえで、施設管理者と市町等との協議の場を設けるなど協力していく。
45	河川の浸水想定区域図の作成を進めてほしい	—	・県内548河川のうち、三重県河川整備戦略において、101河川をソフト対策河川と位置づけ浸水想定区域図の作成を進めており、現在66河川で作成済みである。

抽出された課題等		対応の方向等	
		市町	県
4. 国への要望			
(1) 特別警報発表			
46	特別警報の発表を都道府県単位ではなく、市町単位にしてほしい	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報発表の在り方について、気象庁へ提言活動を行ったところ、気象庁からは、提言内容について真摯に受け止めて対応していきたいとの回答があった。</li> <li>・特別警報発表に係る情報収集に努め、事前に情報が県に入った場合は、気象情報配信システムを活用し、速やかに市町等関係機関に伝達を行う。</li> </ul>
47	特別警報発表の1時間前に連絡がほしい	—	
48	特別警報の対象となるすべての市町に事前情報がほしい	—	
49	特別警報の起因の説明を早い段階で聞きたい	—	
50	大雨特別警報を浸水害と土砂災害の区別をしてほしい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象台からの情報を受ける「気象情報端末」においては、大雨警報と同様に大雨特別警報についても、土砂災害、浸水害の区別が明記されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「気象情報端末」の活用や内容について、周知を図る。</li> </ul>
51	特別警報の検証、見直しの今後の予定を教えてください	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報発表の在り方について、気象庁へ提言活動を行った際、気象庁からは、今後制度改善に向けて努力していく旨の回答があった。</li> </ul>
52	今回の特別警報で降雨量が少なかった地域で、住民の特別警報軽視につながるものが心配	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報発表の在り方について、気象庁へ提言活動を行った際、左記の内容を含む今回の特別警報発表に伴う課題を伝えたところ、気象庁からは、提言内容について真摯に受け止めて対応していきたいとの回答があった。</li> </ul>
(2) Jアラート			
53	気象情報の発令等に見直しがある場合は、Jアラートシステムによる情報の出し方の変更についても同時に進行させてほしい	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要望内容について、消防庁へ提言活動を行った。</li> </ul>
(3) その他			
54	さらなる予測技術の向上をお願いしたい	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の要望内容について、気象庁へ提言活動を行った。</li> </ul>
5. その他			
55	報道機関は避難とは避難所へ行くことだけではないことを理解して報道してほしい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所への避難や、状況によっては屋内での安全確保するなど、安全な所に身をおく避難行動について理解を求めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所への避難や、状況によっては屋内での安全確保など、安全な所に身をおく避難行動について理解を求めていく。</li> </ul>